



奈良県立医科大学附属病院南側地区のまちづくりに関する連携協定書

奈良県（以下「甲」という。）、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「乙」という。）、
橿原市（以下「丙」という。）及び近畿日本鉄道株式会社（以下「丁」という。）は、
奈良県立医科大学附属病院南側地区（以下「当該地区」という。）において、地域と鉄
道の連携による相互の持続的発展に向けた取組を推進するため、以下のとおり連携と協
力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）



第1条 本協定は、甲と丙が平成27年3月20日に締結した「奈良県と橿原市とのま
ちづくりに関する包括協定書」を踏まえ、甲、乙、丙及び丁の四者が相互に連携・協
力しながら、同協定書第3条（2）医大周辺地区に係る当該地区のまちづくりに関す
る取組を推進することを目的とする。

（地区の位置及び区域）

第2条 この協定の対象とする当該地区の位置及び区域は、別紙のとおりとする。

（取組事項等）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、第一条の目的を達成するため、次の各号の事項について
取組を進めるものとする。

- （1）当該地区における新駅（以下「新駅」という。）の設置に関する事
 - （2）新駅から奈良県立医科大学附属病院（以下「医大附属病院」という。）へのアク
セスに関する事
 - （3）公的施設の整備及び民間施設の誘致に関する事
 - （4）その他、甲乙丙丁連携・協力による取組が必要と認められる事
- 2 前項各号の検討を円滑に進めるため、甲、乙、丙及び丁は、情報共有に努め、定期
的に協議を行うものとする。
- 3 第一項各号の検討を進めるに当たり、新駅設置の方針に係る地元合意形成の調整は、
甲の協力を得て丙が行うものとする。

（新駅の設置）

第4条 甲、丙及び丁は、前条第一項第一号の新駅の設置については、八木西口駅の廃
止を条件とせず、令和5年度中の費用負担を含む基本事項の合意を目指し、協議する
こととする。

（新駅から医大附属病院へのアクセス）



第5条 甲、乙及び丙は、第三条第一項第二号の新駅から医大附属病院へのアクセスに
ついて、甲及び乙が整備を検討している医大附属病院新外来棟を現奈良県立医科大学
キャンパス敷地南側に設置するものとして検討することとし、丁はこれに協力するも
のとする。



(公的施設の整備及び民間施設の誘致)

第6条 甲及び丙は、第三条第一項第三号の公的施設の整備及び民間施設の誘致について、前二条を踏まえて検討することとし、乙及び丁はこれに協力するものとする。

(覚書等の締結)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく今後の具体的な取組に関する役割分担等については、別途協議の上、覚書等を締結するものとする。

(協定の変更)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

(守秘義務)

第9条 甲、乙、丙及び丁は、連携・協力に当たって知り得た情報を相手方の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁で協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁各自署名押印の上、1通を保有する。

令和4年11月29日

甲 奈良県
知事

其井正吾



乙 公立大学法人奈良県立医科大学
理事長

細井裕司



丙 橿原市
市長

亀田忠孝

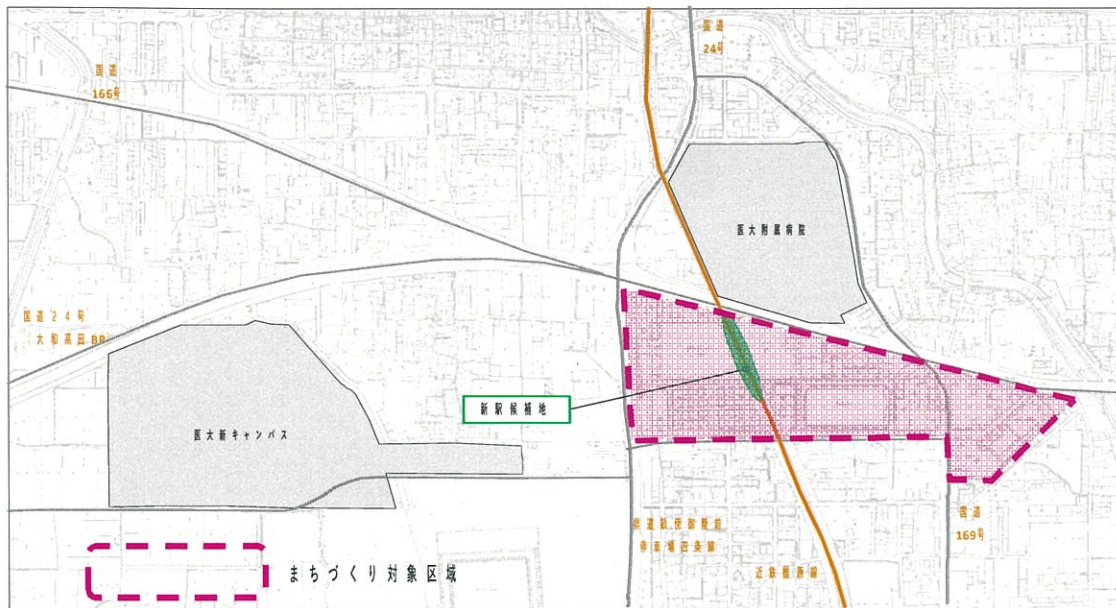


丁 近畿日本鉄道株式会社
代表取締役社長



都司尚





奈良県立医科大学附属病院南側地区対象区域

